

[事案 2023-86] 遡及解約請求

・令和5年12月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

解約申出時に遡及して解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成16年12月に募集代理店を通じて契約した定期保険について、令和3年12月に募集代理店に解約を申し出た後、令和4年4月に解約請求書を提出したが、解約書類に不備があったため手続が行われず、保険料の引き落としが10か月分継続されてしまった。しかし、以下等の理由により、解約申出時に遡及して本契約を解約し、10か月分の既払込保険料を返還してほしい。また、令和3年12月時点での解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 令和3年12月に、保険会社は解約請求書を送付したと主張するが、自分は受け取っていない。
- (2) 募集代理店を通じて解約を申し出ているにもかかわらず、解約請求書の返送がなかったために本契約が自動的に継続となることは問題である。
- (3) 解約請求書は、書留・特定記録郵便などの送達を確認できる方法で送付すべきである。返送されないのであれば、保険会社は自分に書類が届いたか否かについて確認すべきである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上では、解約等をする際には、所定の請求書類を提出するよう定めているが、申立人から本契約に関する解約請求書類等は提出されていない。
- (2) 募集人には解約の意思表示を受領する権限はなく、解約申出により解約の効果は生じない。
- (3) 当社は、申立人に対して、令和3年12月に解約請求書を発送し、書類が未着返送された旨の履歴もない。申立人からは、令和3年12月以降、書類が届かないとの連絡もなく、保険料も払い込まれていたため、解約する意思があることは確認できなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約申出時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。